

| 項目        | 意見   | 対応（案）  |
|-----------|--|--|
| 人権の尊重     | <p>ここ最近増加しているインターネットなどによる在日韓国人・朝鮮人に対するヘイトスピーチなどの言動に対し、人権問題としての認識を持つ必要がある。県としてはどのように施策として取り込んでいくのか。</p>   | <p>宮城県の条例では、多文化共生推進は、国際的な人権保障の取組に留意して行わなければならない旨を規定している。</p> <p>第2期の計画においても、改めてこの基本理念について掲げることとする。</p> <p>県としては、具体的には国際理解や多文化共生に関する授業を通して、子ども達に人権問題について学び、啓発を行う機会を設けるものとする。</p>  |
| 外国人県民等の定義 | <p>現在の計画での「外国人県民等」の定義は、外国籍を持つ人、外国にルーツのある日本国籍を持つ人とされている。日本人として生まれ育った子どもが社会に出たとき、この計画の定義では「外国人」となり戸惑いが生じると思われる。日本社会で生きていくと、思っている人達に対し、見えない壁を作ってしまう気がする。もっとふさわしい表現はないか。</p> | <p>総務省「多文化共生の推進に関する報告書」（平成18年3月）において、外国人住民のほか外国にルーツを有する日本国籍取得者についても、課題に応じ視野に入れた検討を行っていることから、本県においても同様にこれらの人々を「外国人県民等」として踏まえた上で計画を策定した。</p> <p>第2期計画においても、同様に考えている。</p> <p>日本に生まれ日本国籍を持っている子どもたちが違和感を覚えることは十分に想定されるが、計画の上でのスタンスとしては、何らかの問題が生じた場合に、支援が必要な場面がありうることを考慮した計画としているものである。</p> |
| 母国教育      | <p>母国教育については、家庭の中で、自分の国の自分のルーツを教育したいという人達にはサポートをしてほしい。母国教育について、国から何か支援があれば、とても嬉しい事である。実際、多文化共生を進めている他の国については、政府から何かの支援をもらったという話を聞いている。日本もこれからそういう所が積極的に変わっていけばと考える。</p>  | <p>母国教育については、サポートを行っているNPO等に対する支援など、実施できる範囲から進めていくことができるよう検討を行う。</p>   |
| 市町村の役割分担  | <p>今後、条例にあるとおり県として市町村に対する施策の支援をするのか、あるいは今後とも市町村独自でやることになるのか。</p> <p>評価指標を見ても目標を見ても、全体的に伸びていない状況を考えると、市町村の役割分担を今後どのように考えていくのか。</p>  | <p>市町村は基礎自治体として直接外国人住民に対する施策を行う役割を担っている。これまで、市町村職員に対する多文化共生に関する意識の啓発等を目的としてシンポジウムや研修会を実施しているが、今後は市町村の施策への対応として「市町村振興総合補助金」（各市町村がそれぞれの地域の課題に則したメニューを選択し、重点的な事業実施を図ることができる補助金）に多文化共生に関する補助メニューを組み込んでいきたいと考えている。</p>  |